

# 全国平均価格説明と上限開始

## 実態踏まえた適切な制度運用を

10月から福祉用具貸与の全国平均価格の算出と貸与価格の上限開始が開始された。貸与価格の算出は「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。また、サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。

本年度介護保険制度改正に伴い、福祉用具貸与の制度も改正された。改正された点として、全国平均価格の算出と貸与価格の上限開始が開始された。また、サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。

### 福祉用具貸与と事業者の対応



**ヤマシタコーポレーション**

和洋社では、10月よりシステム費システム在庫の上昇価格の施行を機に、営業所にて50%の価格引き下げを実施。売上げ、販売促進に加え、甲冑を強化してサービス向上を図る。利用者団体（NPO）との連携も強化し、福祉用具の貸与を促進する。

前橋伸治 本部長

サービス料の質の低下を懸念し、国定価格が適用される。また、サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。

### 全国平均価格と上限価格 Q&A

テクノエイド協会では、よくある問合せとして、「全国平均費と価格及び費と価格の上限公表に関するQ&A」をホームページ上で公表している。

- Q. 全国平均費と価格及び費と価格の上限は、消費税込の価格ですか
- A. 消費税込みの価格です。例えば、消費税分も含めて、公表されている上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は一律算定されませんので、ご留意ください
- Q. 費と価格の上限と同額での請求はできますか。例えば、費と価格の上限が1,000円であるとき、100単位で請求できますか
- A. 費と価格の上限と同額での請求はできます
- Q. 9月以前に貸与を開始した利用者についても、10月貸与分から、費と価格の上限は適用されますか
- A. 全ての利用者へ適用されます
- Q. 全国平均費と価格及び費と価格の上限を算定するにあたり、半月請求や日割り請求分も含まれていますか
- A. 半月請求や日割り請求は含まれていません

福祉用具貸与の制度見直し	
施行日	改正事項
2017年10月	介護給付費明細書に「TAISコード」又は「届出コード」を記載
2018年4月	機能や価格帯の異なる複数の商品の提示 福祉用具貸与と計画をケアマネジャーにも交付
2018年7月	全国平均費と価格・上限価格の公表
2018年10月	全国平均費と価格を利用者に説明 福祉用具貸与と価格の上限の施行
2019年度以降	概ね1年1度の頻度で全国平均価格と上限価格を見直し 新商品については3カ月に1度、公表リストに追加

全国平均価格の算出は、福祉用具の市場価格を参考に算出される。また、サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。

福祉用具貸与の制度は、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。また、サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。サービス料の算出も「国定価格」ではなく、利用者が必要とする福祉用具の市場価格を参考に算出される。